

事務連絡  
令和7年1月16日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

令和6年度中及び令和7年度以降の診断基準等のアップデート  
に係る取扱いについて（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく医療費助成の対象疾病の診断基準及び重症度分類については、最新の研究成果等を踏まえ、令和6年4月1日よりアップデートされた基準を適用しております。

昨年11月及び12月の厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での審議を踏まえ、改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性がある疾患について、令和6年度中及び令和7年度以降の取扱いについて別添のとおり各都道府県及び指定都市の難病対策担当課に向けに連絡しております。

あわせて、令和7年4月1日以降、全身性エリテマトーデス及び下垂体性PRL分泌亢進症の更新のための臨床調査個人票の作成時に参照いただく記載要領（別添参考資料2「全身性エリテマトーデス及び下垂体性PRL分泌亢進症に係る臨床調査個人票の記載要領」）を作成しております。

難病指定医及び協力難病指定医としてご対応いただく医師に対して、別添事務連絡及び臨床調査個人票の記載要領について周知いただけるよう、御配慮方よろしくお願いいたします。